

35212

山口県

柳井市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、事業計画が「地域未来投資促進法第 24 条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ⑧ 一般:1 億円以上 ⑨ 農林漁業関連:5,000 万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く)、情報サービス業等、農林水産物等販売業の用に供する設備を構成する家屋及び償却資産取得価額で合計額が 500 万円を超えるもの(製造業と旅館業については資本金が 5,000 万円超 1 億円以下の法人の場合は 1,000 万円、1 億円超の法人の場合は 2,000 万円)	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業 1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税の 一定割合	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者	—	課税標準ゼロ (生産性向上特	固定資産税 (償却資産が対	3年度間

の設備投資であって、一定の要件を満たす 設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、 器具備品、建物付属設備		別措置法)	象)	
---	--	-------	----	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
柳井市企業立地促進条例	H17.2	<p>○事業所設置奨励金・雇用奨励金</p> <p>1 特定事業所 (第1)</p> <p>①製造業</p> <p>②飲食業・宿泊業のうち「旅館、ホテル、簡易宿所」</p> <p>③情報サービス業等</p> <p>④農林水産物等販売業</p> <p>(第2)</p> <p>①運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業、倉庫業、冷蔵倉庫業、こん包業」</p> <p>②卸売業、小売業</p> <p>③教育、学習支援業のうち「高等学校、中等教育学校、高等教育機関、特殊教育諸学校、専修学校、各種学校」</p> <p>④学術研究、専門・技術サービス</p> <p>2 事業所の設置(第1、第2共通)</p> <p>①市外企業が市内へ事業所を新設すること</p> <p>②市内企業が事業規模の拡大・業種展開を目的に事業所を新增設すること</p> <p>③(第2)での指定は、市内に本社(個人にあつては、本市に住所を有する者)を有するものに限る。</p> <p>3 投下固定資産額(第1、第2共通) 総額1億円(中小企業5千万円)以上、かつ建物及び償却資産の合計5千万円(中小企業2千万円)以上</p> <p>4 その他(第1、第2共通) 固定資産税を完納していること</p>	<p>●事業所設置奨励金 (第1)</p> <p>◇投下資金に係る固定資産税に相当する額</p> <p>(第2)</p> <p>◇投下固定資産総額の100分の5</p> <p>◇4,000万円を超えるときは、翌年度以降分割して交付</p> <p>●雇用奨励金(第1、第2共通)</p> <p>◇市内在住の新規雇用者1人につき40万円(新卒者は50万円)を交付(1回のみ)</p> <p>※雇用開始日が事業開始日以後1年の間であること</p> <p>※雇用開始日から継続して1年以上雇用されていること</p> <p>●用地取得奨励金 (第1、第2共通)</p> <p>◇土地の取得額等の100分の30を交付(1回のみ)</p> <p>※土地の面積が3,000㎡(中小企業1,000㎡)以上であること</p> <p>※土地の取得日が平成29年7月1日以降であること</p>

<p>柳井市IT・ サテライト オフィス 誘致推進 補助金 交付要綱</p>	<p>H30.9</p>	<p>(第1)情報通信産業等 日本標準産業分類表(平成25年総務省告示第405号)に掲げるソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、広告代理業、デザイン業及び自然科学研究所並びにデジタルコンテンツ業(デジタル技術を活用して、コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定するコンテンツをいう。)を制作する事業)及び事務処理センター事業(コンピューターと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等を行う業務のうち、主として事務処理に係る業務を行う事業)</p> <p>(第2)サテライトオフィス 次のアからカのいずれかに該当する業務を主として行う事務所をいう。 ア 本社機能の一部(総務部門等)を行う業務 イ 情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務 ウ 各種設計、デザイン、編集等を行う業務 エ インターネットを活用した業務(e ビジネス、e ラーニング等) オ 新製品の研究開発等を行う業務 カ アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務</p>	<p>(第1)情報通信産業等 【通信回線使用料及び不動産賃借料】 補助率 1/2 以内。 補助限度額 2,500 万円以内。 操業開始から3年以内。 【従業員の新規雇用に要する経費】 補助率 1/2 以内。(従業員1人あたり) 補助限度額 30 万円。(従業員 1 人あたり) 適用期間は操業開始から3年以内。(1人あたり1回限り) 1 年間の雇用実績を有し、その間継続して本市に住所を有した雇用保険法の被保険者になっている者に限る。</p> <p>(第2)サテライトオフィス 【通信回線使用料及び不動産賃借料】 補助率 2/3 以内。 上限額年 200 万円、下限額年 120 万円。 操業開始から3年以内。 【通信回線、建屋の改修】 補助率 2/3 以内。 上限額 2,000 万円、下限額年 200 万円。 事務所の開設に関する協定等が本市と企業で締結された日から操業開始半年以内 【動産・付属物の撤去費、高圧受電設備の設置費、上下水道施設の改修費、建物内のクリーニング費、消防設備・防火設備・昇降機の点検及び修理費】 補助率 10/10 以内。 上限額 1,000 万円。 事務所の開設に関する協定等が本市と企業で締結された日から操業開始半年以内。 市長が特に必要と認めた公共施設に限る。</p>
--	--------------	--	---